

社会体育指導員剣道初級の認定を受けた者は、当該認定をもって学科合格に替えるものとするので、認定証のコピーを必ず申込書に添付すること。

5. 受審資格 (1)東京都剣道連盟の会員であること。  
(2)四段受審者は、平成29年4月末日以前に三段を取得した者。  
(3)五段受審者は、平成28年4月末日以前に四段を取得した者。  
(4)日本剣道形・学科再受審者。
6. 申込方法 (1)加盟団体ごとに審査料を添え一括申込みこと。  
(2)所定申込用紙に四段の部(男子・女子)・五段の部(男子・女子)と分け所定事項を正確に記載し、大学生は学年も記入すること。なお、日本剣道形・学科再受審者は再受審申込用紙に記載すること。  
(3)日本剣道形・学科再受審者は、再受審証明書を添付すること。  
(4)五段受審者の学科特例措置を受ける者は、社会体育指導員剣道初級認定証のコピーを添付すること。  
(5)申込期日は令和2年3月27日(金)必着とする。  
(6)申込先は東京都剣道連盟とする。  
〒105-0004 港区新橋4-24-2 TEL 5405-2166 fax 5405-3680
7. 審査料 (1)四段は10,500円  
(2)五段は11,500円  
(3)日本剣道形・学科再受審者は2,095円消費税含む。
8. 登録料 実技・日本剣道形および学科に合格した者は、後日加盟団体へ登録料を納入すること。(消費税含む)  
(1)四段は17,500円  
高齢者( ) 12,300円  
(2)五段は22,500円  
高齢者( ) 17,500円
9. 個人情報保護法への対応 申込書に記載される個人情報(所属団体名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、段位、職業等)は全日本剣道連盟および東京都剣道連盟が実施する本審査会運営のために利用する。なお、所属団体名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体(HP、掲示用紙、東京剣連だより等)に公表することがある。
10. その他 (1)剣道着・袴の色は、紺もしくは黒または白を使用すること。  
(2)実技審査において、着装等の悪い受審者は減点されることがありますのでご注意ください。(例 面紐の長さ、小手の紐、鰐の位置等)  
(3)主催者は、審査中の事故に対し(審査会場への往復途上を含む)、傷害保険に加入する。なお、審査実施中、傷害発生の場合は、医師または看護師により応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合の治療費は本人が負担する。  
(4)受審者は、各加盟団体に、本人の申込み受理の確認を審査会前日までにに行い、参加すること。  
(5)日本剣道形・学科再受審の受付時間は、申込締切後、所属団体を通じてご連絡致します。  
(6)日本剣道形・学科審査不合格者は、令和3年4月までの間に1回限り再受審が認められます。(日本剣道形を受審しない者の再受審は認めない)なお、それ以降の再受審は無効となりますので、ご留意下さい。  
(7)審査参加料払込後の返金については、4月11日(金)までに所属団体を通じて理由を付した書面(FAX可)を東京都剣道連盟あてに提出すること。  
なお、返金額は本連盟の手数料2,200円を差し引いて四段4,924円、五段6,495円を後日、加盟団体へ返金する。但し、再受審者の返金は行わない。  
(8)虚偽の申請等で取り消された場合は審査料・登録料の返金は致しませんのでご承知おき下さい。  
(9)駐車場の使用は出来ません。参会者には車を使用されないようお願い下さい。盗難が多発しておりますので、貴重品はなるべくご持参しないようお願い致します。また、持参する時は各自で十分注意して下さい。